



結婚新生活を応援します



新婚世帯の夫婦が新生活を始めるにあたって、結婚後の新居の購入費やアパート等の家賃、引越し費用、住居のリフォーム費用を**補助**します。

対象となる方

以下の全てに該当する方が対象です。

- (1) **夫婦共に39歳以下で、令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦**
- (2) **令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに市内に住居を購入又は賃借し、夫婦の双方又は一方が当該住居の所在地に住民登録されていること**
- (3) **夫婦の所得が500万円未満※であること**
※ 申請を行う月の属する年度（4月から6月にあっては前年度）の所得証明書を基に夫婦の所得を合算した金額
※ 貸与型奨学金の返済を行っている場合は返済額を控除
- (4) **本市の市税等を滞納していないこと**
- (5) **他の公的制度による家賃補助又はリフォーム助成等を受けていないこと**



対象となる費用

住居費：結婚を機に新たに住宅を購入又は賃借する際に要した費用で、住宅の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金など含む）、共益費及び仲介手数料

リフォーム費用：リフォーム事業者（市内の事業者に限る）への支払いに係る実費

引越し費用：引越し業者又は運送業者への支払に係る実費

補助額

住居費、リフォーム費用および引越し費用を合わせた額

1世帯あたり上限 30万円 (29歳以下の場合60万円)

補助金の申請 （提出期限 令和8年3月31日）

企画課窓口に備えつけの申請書に必要事項を記入し、次の書類をはじめ、必要となる書類を添えて提出してください。

- 住民票（現在の居住状況が分かるもの）
- 戸籍謄本または婚姻届受理証明書（日本方式の婚姻に限る）
- 夫婦双方の所得証明書
- 貸与型奨学金の返済額が分かるものの写し（貸与型奨学金の返済をしている場合）
- 住宅の購入又は賃貸借に係る契約書の写し
- 住宅手当支給証明書
- 領収書の写し（対象となる費用全て）

※必要に応じ、上記以外の書類を提出していただく場合があります。



申請・お問い合わせは
銚子市役所 企画課企画室
☎ 0479-24-8904